

令和3年第11回 議会運営委員会 会議結果

(第3回定例会告示日) R3年(2021年)8月24日(火) 10:00~10:55 第1委員会室

《出席者》永井 委員長(兼 公明党代表)、清水 勇 副委員長(兼 会派きぼう代表)、
清水優一郎 委員、竹村 委員、佐々木 委員、木下 委員、熊谷 委員(兼 新政いいだ代表)、
原 委員(兼 会派みらい代表)、井坪 議長、山崎 副議長、古川 委員外議員(日本共産党代表)

【○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項】

1 第3回定例会提出議案の概要について

★説明のとおり確認

○執行機関側提出議案は、報告案件3件、人事案件3件、条例案件2件、一般案件2件、予算案件6件及び決算案件13件の計28件を議案として提出する。なお、中日に追加議案の提案を予定している。

○議会提出議案は、議会災害対策会議の議員らより1件。即決希望

2 議案の取り扱いについて

★説明のとおり決定

○報告第34号及び報告第35号の2件については、承認を求めるものないため、説明後、質疑を行い、次に進んでいただく。

○なお、報告第35号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」は、議案の性格を考慮し、飯田市議会会議規則第21条の規定により、議長が会議に諮って、日程の順序を変更し、委員会付託議案(決算認定)の説明が終了した後に議題とする。

○議案第67号から議案第69号までの3件は人事案件。人事案件については、先例により委員会付託を省略して即決をお願いします。

○議会提出議案の扱いについて、発議第1号「新型コロナウイルス感染症に関する抗原定性検査の活用を求める意見書の提出について」は、朗読を省略し、提案者であり、議会災害対策会議の山崎昌伸議員より提案理由を説明いただき、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いします。

○報告案件及び人事案件に対し質疑がある場合は、先例により開会日の2日前までに通告書を提出することになっているので、8月27日金曜日の午後5時までに、事務局へ通告書の提出をお願いします。また、議会提出議案についても、質疑ある場合は、開会日の2日前の8月27日金曜日午後5時までに、事務局へ通告書の提出をお願いします。

○報告案件、人事案件、及び議会提出議案に対する反対の討論の通告も、開会日の2日前までに書面をもって提出することになっていますので、こちらも、8月27日金曜日

の午後5時までに、事務局へ通告書の提出をお願いします。

- 次に議案第72号から議案92号までの21件については、議案説明、質疑の後、資料No. 2-3及び資料No. 2-4までの付託議案一覧表及び分科会審査分担表のとおり、それぞれの所管委員会に付託し、審査をお願いします。
- なお、議案第72号の水道事業剰余金については、議案第90号の水道事業決算認定に関連があるので、説明順序を変更し、議案第90号に続いて、議案第72号の説明を。同様に、議案第73号の下水道事業剰余金につきましては、議案第91号の下水道事業決算認定に関連があるので、こちらも説明順序を変更し、議案第91号に続いて議案第73号の説明。つまり、水道事業及び下水道事業にかかる剰余金の処分の説明は、水道事業及び下水道事業のそれぞれ決算認定の説明と合わせて説明される。
- これらの付託議案に関する質疑については、原則、開会日の2日前までとなっているので8月27日金曜日の午後5時までに事務局へ通告書の提出をお願いします。ただし、議案説明後あるいは事前通告による質疑終了後に議長から、質疑を終結してよいか確認を行い、挙手ある場合は、質疑通告の時間、続いて質疑の時間を確保する。

3 新型コロナ対策に関する議会对応について

★説明のとおり決定

- 議会災害差対策会議の検討を経て、「飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画」に関して、変更（追記）を行いたい。
- 先ず、仮議長選任の委任について、議長及び副議長が共に本会議に出席できないときを想定し、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任し予め決定することとし、第3回定例会の開会日の議事で扱う。
- 感染警戒レベルが5以上となった場合の本会議等の対策として、執行機関側の出席については、「総務部長、総合政策部長、市長公室長は原則出席とし、その他の部長は所管する議題、ないしは一般質問の質問項目に応じて入れ替わる。」こととする。
- 感染警戒レベルが5以上となった場合の委員会等の対策として、「委員会及び委員会協議会における部長の出席は、所管する議題に応じて入れ替わることとするが、予算及び決算審査に係る委員会の場合は、原則出席とする。」こととする。

4 第3回定例会の日程について

★説明のとおり決定

- 会期につきましては、8月31日から9月27日までの28日間。
- 日程の第1から第4までは所定の手続。日程第5で市長の挨拶。
- 日程第6は定期監査報告。報告に対する質疑通告は、先例により、開会日2前日の8月27日金曜日の午後5時までに事務局へお願いします。
- 日程第7では、常任委員会である予算決算委員会の閉会中の所管事務調査として、

「議会による行政評価」に関する委員長報告を行う。

- 日程第8が「仮議長選任の委任」。日程第9が報告案件、日程第10が議案審議。また、日程第10に関し、「決算認定議案に関する資料請求」がある場合は、開会日の翌日である9月1日水曜日の正午までに事務局へ書面により提出をお願いする。資料請求があった場合の執行機関側からの回答は9月2日までに提出いただき、9月3日に各議員へ配布する予定。なお、決算認定議案及び報告第35号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」に対し、監査委員からの意見をいただくが、それに対する質疑・答弁は行わない。
- 日程第11として、請願・陳情の上程があれば、委員会付託を行うが、昨年の第3回定例会を倣い、告示議運の5日前までに受け付けした請願陳情について、開会日に委員会付託を行う。現時点で受付している請願1件について、委員会付託をお願いする。また、8月25日午後5時までに提出された請願・陳情については、中日の9月14日に議会運営委員会を開催し、扱いを協議していただく。
- 2日目以降の日程について、一般質問の通告の締め切り日は、先例により、9月1日の水曜日午後5時まで。
- 今定例会は委員会審査と一般質問の日程を入れ替えることとなっているので、9月6日と7日に総務委員会、9月7日と8日に社会文教委員会、9月8日と9日に産業建設委員会の各常任委員会を開催。同じ日に委員会が開催される場合は、第1委員会室と第2委員会室での平行開催となる。また、開会時間は午前9時の予定。常任委員会の審査日は2日間を確保し、予備日は9月16日を予定している。
- 9月13日はリニア推進特別委員会を午前10時から開催。会場は第1委員会室。
- 9月14日は、午前9時から中日の議会運営委員会を開催。追加議案の上程が予定されていますので、扱いについて協議していただく。
- 一般質問は、9月14日及び15日の2日間の日程。
- 一般質問最終日の9月15日に追加議案を上程する予定。一般質問の後の本会議において、委員会付託を行い、予算案件については、予算決算委員会全体会の開催をお願いする。また、中日に上程される議案によっては、9月16日の委員会予備日を使って、議案審査いただく。
- 9月22日は予算決算委員会後期全体会を午前10時から開催。会場は議場。
- 9月27日が定例会の閉会日。午前9時から閉会日の議会運営委員会を開催する。
- 日程の第3の委員長報告では、特別委員会及び常任委員会の委員長に報告を願い、日程の第4の議案審議については、付託議案に係る委員長報告、質疑、討論、採決という順序で進める。なお、追加議案があれば上程し、説明、質疑通告の時間を取り、必要に応じて、委員会付託、委員会を開催した後に、委員長報告、質疑、討論、採決という順序で進める。議会議案については、請願・陳情その他により、上程されれば審議を願う。日程の第5は、会期中に提出の請願陳情があれば、上程をして委員会付託

を願う。日程の第6は、常任委員会からの閉会中の継続審査。常任委員会から申し出があれば決定していただく。日程の第7は、議員派遣。第4回定例会までの必要な派遣の決定していただく。

5 一般質問の時間配分について

★下記のとおり確認

会派名	所定時間	質問者数	質問者名及び質問時間
新政いいだ	100分	3人	小平彰30、木下徳康30、山崎昌伸40
会派きぼう	150分	4人	岡田倫英40、福澤克憲40、新井信一郎40、清水 勇30
会派みらい	30分	1人	佐々木博子30
公明党	60分	2人	宮脇邦彦30、小林真一30
日本共産党	50分	2人	市瀬芳明30、古川 仁20
(無会派)	40分	1人	関島百合40 *議運後に申し出あり、30分から40分へ

○第3回定例会における一般質問は、計13人420分→430分へ予定。

○ただし、人数、氏名、時間に変更が生じた場合には、8月25日（水）午後5時までに事務局へ連絡すること。

○市立病院長の本会議出席日程は、9月14日（火）一般質問1日目。

6 請願及び陳情について

○昨年の第3回定例会の例に倣い、告示議運より5日前の8月17日までに受理した請願及び陳情は、請願1件、陳情2件。

○今定例会での審議対象となる請願及び陳情の受理期限は、先例により8月25日午後5時までのため、それまで受理した請願及び陳情については、9月14日の中日の議会運営委員会で扱いを協議する。

○請願1件については、資料No.4-1の請願文書表のとおり。受理番号3の請願の審査は、会議規則第134条第1項の規定により、総務委員会に付託し、審査を願う。

○また、請願については、8月31日の日程第10において文書表にて付託委員会を決定していただく。

○請願書の写しは、本日8月24日に議案とともに議員へ配布。ペーパーレス会議システム

へのアップロードによる。

- 次に、陳情については資料No.4-2のとおり。陳情2件は、いずれも市外及び郵送による陳情。当市議会の先例第11章請願及び陳情、第2節陳情の(1)に「陳情の代表者が市民以外であるもの及び郵送された陳情は、審議を省略し、議席への配付のみとするのを例とする」とあるので、これらの陳情については、先例に則り審議省略。

7 第4回定例会の日程

★説明のとおり決定

- 第4回定例会の会期については、11月24日から12月17日までの24日間。
- 11月17日に招集告示、協議事項等があれば18日に全員協議会、11月24日水曜日に開会し、12月6日、7日及び8日の3日間で代表質問、一般質問を行う。なお、代表質問、一般質問の開会時間は昨年の例による予定時間で記載をしてある。
- 各常任委員会は10日から13日までの間とし、14日を委員会予備日。12月15日にリニア推進特別委員会を開催する予定。
- 12月17日金曜日が閉会日。
- なお、請願及び陳情の締め切りは11月18日木曜日となる。

8 令和3年度議会報告・意見交換会について

★議会の自律的事項として、議員間で協議し、以下の点を確認した。

- 今年度の議会報告・意見交換会に関し、現在の検討案について、福澤広報公聴委員長より説明があった。
- 議会報告・意見交換会の実施については、中止とする場合の判断は、議会災害対策会議の決定による。決定の判断は、早くて2週間前、遅くて1週間前。周知や準備との兼ね合いもある。
- 共催していただくまちづくり委員会に対し、早めの周知が重要であることを確認。
- 議運の意見については、8月30日の広報公聴委員会等で協議・検討。

9 その他

★当面の日程について確認。

- 今後の日程は、中日の議会運営委員会は9月14日の午前9時から、閉会日の議会運営委員会は、9月27日の午前9時から開催。いずれも第1委員会室。また、定例会の反省に関しまして、自律的な議会運営委員会として、改めて日程を連絡する。

以上